

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂に関する検討委員会

設置要綱

1. 目的

石綿を含む産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)により処理基準が定められており、吹付け石綿や石綿含有断熱材等が廃棄物となったものが特別管理産業廃棄物である廃石綿等に、その他の石綿含有建材が廃棄物となったものが石綿含有産業廃棄物とされている。

石綿含有建材の除去等の規制に関して、大気汚染防止法(昭和43年法律第93号。以下「大防法」という。)の一部を改正する法律案が令和2年5月に成立し、その規制対象が石綿含有建材全体とされたところである。さらに、その政省令の検討においては、施工時に吹付け施工されたものであれば吹付け石綿に該当するとされていた石綿含有仕上塗材(以下「塗材」という。)について、吹付け以外の方法で施工された塗材と併せて新たに塗材としての区分が設けられ、また、けい酸カルシウム板第1種について石綿含有成形板等の中でも特定粉じんを比較的多量に発生等させる原因となるものとして位置づけられ、それぞれの作業基準が定められることとなったところである。

このような、大防法における規制区分の見直しに応じて、廃棄物処理法における塗材等の規制方針を検討し、併せて石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正案を作成することを目的として、本検討委員会を設置する。

2. 検討内容

- (1) 除去された石綿含有仕上塗材等の飛散性に係る試験結果の評価
- (2) 試験結果に基づく石綿含有仕上塗材等の廃棄物としての分類等の検討
- (3) 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正案の作成

3. 運営

- (1) 本検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は、検討会の議事の運営及び整理をする。
- (3) 本検討会は、非公開で行うこととする。
- (4) 本検討会の議事要旨と資料は、委員の了解を得た上で公開する。
- (5) 検討会の事務は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課と業務締結した請負業者が行う。
- (6) その他、検討会の運営に当たり必要な事項は、座長が定める。

4. 開催期間・回数

令和3年3月に1回程度開催する。

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改訂に関する検討委員会 委員名簿

浅見 琢也	一般社団法人JATI協会 技術参与
石岡 之俊	兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課 課長
出野 政雄	公益社団法人全国解体工事業団体連合会 専務理事
葛西 正敏	公益社団法人 全国産業資源循環連合会 建設廃棄物部会 混合廃棄物分科会 副座長
川寄 幹生	埼玉県環境科学国際センター 資源循環廃棄物担当
寺園 淳	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
外山 尚紀	一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会 副代表理事

(五十音順、敬称略)